くらしの情報 9月

役場の電話番号

鏡野町役場　本庁舎（総務課）	☎0868-54-2111
企画課	☎0868-54-2982
情報政策課	☎0868-54-2983
町民課	☎0868-54-2984
税務課	☎0868-54-2985
保健福祉課	☎0868-54-2986
農林水産課	☎0868-54-2987
商工観光課	☎0868-54-2988
建設課	☎0868-54-2989
上下水道課	☎0868-54-0001
出納室	☎0868-54-2921
議会事務局	☎0868-54-2926
奥津振興センター	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	☎0868-44-2111
富振興センター	☎0867-57-2111
学校教育課	☎0868-54-7799
国体推進室	☎0868-54-4070
ベスタロッチ館	☎0868-54-7733
鏡野町立図書館	☎0868-54-7700
文化スポーツセンター	☎0868-54-3811
中央公民館	☎0868-54-0573
保健センター	☎0868-54-0590
鏡野病院	☎0868-54-0011
社会福祉協議会	☎0868-54-1243
かがみの園	☎0868-54-0235

相談窓口

心配ごと相談

▼**とき**　9月13日（火）・27日（火）午前10時～午後3時
▼**ところ**　中央公民館
▼**お問い合わせ**　保健福祉課
▼**とき**　9月22日（木）午前10時～午後3時
▼**ところ**　上齋原コミュニティセンター
▼**お問い合わせ**　上齋原振興センター

特設人権相談

▼**とき**　9月13日（火）午前10時～午後3時
▼**ところ**　中央公民館
▼**お問い合わせ**　岡山地方法務局津山支局　☎0868-22-9157
▼**とき**　9月22日（木）午前10時～午後3時
▼**ところ**　上齋原コミュニティセンター
▼**お問い合わせ**　上齋原振興センター

行政相談

▼**とき**　9月17日（土）午後1時～午後3時
▼**ところ**　富公民館
▼**お問い合わせ**　富振興センター
▼**とき**　9月22日（木）午前10時～午後3時
▼**ところ**　上齋原コミュニティセンター
▼**お問い合わせ**　上齋原振興センター
▼**とき**　9月27日（火）午前10時～午後3時
▼**ところ**　中央公民館
▼**お問い合わせ**　保健福祉課

無料調停相談

▼**とき**　9月16日（金）午前10時～午後3時
▼**ところ**　津山市総合福祉会館
▼**相談内容**　土地・家屋・農地・山林・金銭貸借・交通事故等の民事や離婚・相続・扶養等家事に関する相談
▼**お問い合わせ**　岡山地方裁判所津山支部庶務課　☎0868-22-9326

休日登記相談

▼**とき**　9月10日（土）午前10時～午後3時
▼**ところ**　津山市総合福祉会館
▼**相談内容**　登記全般（不動産・法人関係等）
▼**お問い合わせ**　岡山地方法務局津山支局総務課　☎0868-22-9157

女性と子どもの悩み相談

▼**とき**　9月8日（木）・22日（木）午前10時～午後3時
▼**ところ**　津山男女共同参画センター「さん・さん」
▼**お問い合わせ**　岡山地方法務局津山支局　☎0868-22-9157

募集

町営住宅入居者募集

☆入居を希望される方は、期限内にお申し込み下さい。
▼**募集箇所**　羽出団地2戸（鏡野町羽出1313-5旧奥津町地内）
▼**間取り**　3LDK木造二階建て
▼**家賃**　月額26，500円～43，900円（入居者の収入によって差があります）
▼**敷金**　家賃の3か月分
▼**入居資格**　(1)町内に住所または勤務地を有し、住宅に困る人(2)家族のある人（近く結婚予定の人を含む）(3)国税、地方税を完納している人(4)公営住宅法及び、町営住宅管理条例により算出した収入基準以内の人
▼**募集箇所**　中原団地1戸（鏡野町上齋原271-1旧上齋原村地内）
▼**間取り**　2LDK木造二階建て
▼**家賃**　月額24，000円
▼**共益費**　月額6，000円
▼**敷金**　家賃の3か月分
▼**入居資格**　(1)町内に住所を有する者または新たに町内に居住することが必要と認められる者(2)所得が町条例により算出した収入基準の範囲に該当するもの(3)家族のある人（近く結婚予定の人を含む）(4)国税、地方税を完納している人
▼**募集箇所**　寺ヶ原団地1戸（鏡野町上齋原976-2旧上齋原村地内）
▼**間取り**　2LDK木造二階建て
▼**家賃**　月額20，000円
▼**共益費**　月額6，000円
▼**敷金**　家賃の3か月分
▼**入居資格**　(1)町内に住所を有する者または新たに町内に居住することが必要と認